

厚生・産業常任委員会資料  
平成 29 年(2017 年)3 月 8 日  
健康医療福祉部

平成 29 年 2 月定例会議  
厚生・産業常任委員会  
資 料

■議案（その1）

議第 21 号 滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 —— 1

議第 24 号 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 ----- 3

議第 25 号 滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 ----- 9

## 滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

国の子育て支援対策臨時特例交付金事業の実施期間が延長されることに伴い、保育所等の計画的な整備を図るための事業を平成 29 年度においても引き続き実施するため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 22 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 30 年 6 月 30 日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

| 旧  | 新  |
|--|--|
| <p>第1条～第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成29年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p> | <p>第1条～第7条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例は、<u>平成30年6月30日</u>限り、その効力を失う。</p> |

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 64 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 「情緒障害児短期治療施設」の名称が「児童心理治療施設」に改められたことから、必要な規定の整理を行うこととします。（第 6 条、別表第 1、別表第 12 関係）

(2) その他

ア この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 旧  | 新   |
|--|---|
| <p>第1条～第5条 省略<br/>(設備および運営に関する基準)</p> <p>第6条 法第45条第1項の条例で定める基準は、別表第1に定めるもののほか、次の各号に掲げる児童福祉施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略<br/>(11) <u>情緒障害児短期治療施設</u> 別表12<br/>(12)および(13) 省略</p> <p>別表第1 (第6条関係)<br/>1～8 省略<br/>9 設置者(乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、<u>情緒障害児短期治療施設</u>および児童自立支援施設の設置者に限る。)は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2に規定する給付金(以下この項において「給付金」という。)として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。第1号において「金銭」という。)を次に掲げるところにより管理すること。</p> <p>(1)～(4) 省略<br/>10～13 省略<br/>14 苦情への対応<br/>(1) 省略<br/>(2) 設置者(乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、<u>情緒障害児短期治療施設</u>および児童自立支援施設の設置者に限る。)は、前号の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させること。<br/>(3)および(4) 省略</p> | <p>第1条～第5条 省略<br/>(設備および運営に関する基準)</p> <p>第6条 法第45条第1項の条例で定める基準は、別表第1に定めるもののほか、次の各号に掲げる児童福祉施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略<br/>(11) <u>児童心理治療施設</u> 別表12<br/>(12)および(13) 省略</p> <p>別表第1 (第6条関係)<br/>1～8 省略<br/>9 設置者(乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、<u>児童心理治療施設</u>および児童自立支援施設の設置者に限る。)は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条の2に規定する給付金(以下この項において「給付金」という。)として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。第1号において「金銭」という。)を次に掲げるところにより管理すること。</p> <p>(1)～(4) 省略<br/>10～13 省略<br/>14 苦情への対応<br/>(1) 省略<br/>(2) 設置者(乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、<u>児童心理治療施設</u>および児童自立支援施設の設置者に限る。)は、前号の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させること。<br/>(3)および(4) 省略</p> |

別表第2 省略

別表第3 (第6条関係)

乳児院の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) ア～カ 省略

キ 家庭支援専門相談員は、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に従事した期間が5年以上である者または法第13条第2項各号のいずれかに該当する者とする。

ク 省略

(2)～(5) 省略

3～5 省略

別表第4 (第6条関係)

母子生活支援施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(6) 省略

(7) 母子支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第2項第1号に規定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設(以下「養成学校等」という。)を卒業した者

イ～オ 省略

(8) 省略

3～5 省略

別表第5～別表第11 省略

別表第2 省略

別表第3 (第6条関係)

乳児院の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) ア～カ 省略

キ 家庭支援専門相談員は、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に従事した期間が5年以上である者または法第13条第3項各号のいずれかに該当する者とする。

ク 省略

(2)～(5) 省略

3～5 省略

別表第4 (第6条関係)

母子生活支援施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(6) 省略

(7) 母子支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項第1号に規定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設(以下「養成学校等」という。)を卒業した者

イ～オ 省略

(8) 省略

3～5 省略

別表第5～別表第11 省略

別表第12（第6条関係）

情緒障害児短期治療施設の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 情緒障害児短期治療施設の設置者は、居室、静養室、調理室、浴室、便所、医務室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室および工作室を設けること。

(2) 居室

ア 省略

イ アに定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の設備については、別表第7第1項第4号イの規定を準用する。

2 職員

(1) 情緒障害児短期治療施設の設置者は、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する情緒障害児短期治療施設にあっては、調理員を置かないことができる。

(2)～(5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の職員については、別表第3第2項第1号キ、第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、同項第1号キ中「乳児院において乳幼児の養育」とあるのは「情緒障害児短期治療施設において児童等の指導」と、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う情緒障害児短期治療施設」と、「乳児院を」とあるのは「情緒障害児短期治療施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号ウ中「乳児院」とあるのは「情緒障害児短期治療施設」と読み替えるものとする。

3 治療等

(1) 治療（生活指導を含む。）は、児童等の社会的適応能力の回復を図り、児童等が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、社会生活を営むことができるようにすることを目的として行うこと。

(2) 省略

別表第12（第6条関係）

児童心理治療施設の設備および運営に関する基準

1 設備

(1) 児童心理治療施設の設置者は、居室、静養室、調理室、浴室、便所、医務室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室および工作室を設けること。

(2) 居室

ア 省略

イ アに定めるもののほか、児童心理治療施設の設備については、別表第7第1項第4号イの規定を準用する。

2 職員

(1) 児童心理治療施設の設置者は、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する児童心理治療施設にあっては、調理員を置かないことができる。

(2)～(5) 省略

(6) 前各号に定めるもののほか、児童心理治療施設の職員については、別表第3第2項第1号キ、第4号および第5号の規定を準用する。この場合において、同項第1号キ中「乳児院において乳幼児の養育」とあるのは「児童心理治療施設において児童等の指導」と、同項第4号中「行う乳児院」とあるのは「行う児童心理治療施設」と、「乳児院を」とあるのは「児童心理治療施設を」と、同号ア中「小児保健」とあるのは「精神保健または小児保健」と、同号ウ中「乳児院」とあるのは「児童心理治療施設」と読み替えるものとする。

3 治療等

(1) 治療（生活指導を含む。）は、児童等の社会的適応能力の回復を図り、児童等が、当該児童心理治療施設を退所した後、社会生活を営むことができるようにすることを目的として行うこと。

(2) 省略

4 情緒障害児短期治療施設の長は、児童等の治療に当たっては、児童等の通学する学校、児童相談所、児童委員、保健所、市町村保健センター等と連携すること。

5 別表第3第4項および第6項ならびに別表第7第5項の規定は、情緒障害児短期治療施設について準用する。この場合において、別表第3第4項中「次項第1号の養育」とあるのは「別表第12第3項第1号の治療」と、「乳幼児」とあるのは「児童等」と読み替えるものとする。

別表第13 省略

別表第14（第6条関係）

1 省略

2 職員

(1) 省略

(2) 前号の職員は、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者とするこ  
と。

3～5 省略

4 児童心理治療施設の長は、児童等の治療に当たっては、児童等の通学する学校、児童相談所、児童委員、保健所、市町村保健センター等と連携すること。

5 別表第3第4項および第6項ならびに別表第7第5項の規定は、児童心理治療施設について準用する。この場合において、別表第3第4項中「次項第1号の養育」とあるのは「別表第12第3項第1号の治療」と、「乳幼児」とあるのは「児童等」と読み替えるものとする。

別表第13 省略

別表第14（第6条関係）

1 省略

2 職員

(1) 省略

(2) 前号の職員は、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者とするこ  
と。

3～5 省略

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する  
条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立障害者福祉センターの一部の施設について、県民サービスの向上を図る観点から、午後の時間帯において供用時間を拡大するため、滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) プール、アリーナおよび小アリーナについて、正午から午後1時までおよび午後4時30分から午後5時30分までの時間帯に貸切り使用をする場合の使用料を定めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成29年4月1日から施行することとします。

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

| 旧  |    | 新                        |                       |                            |                   |                       |                       |                            |                            |
|--|----|--------------------------|-----------------------|----------------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 本文 省略<br>別表 (第6条、第15条関係)   |    | 本文 省略<br>別表 (第6条、第15条関係) |                       |                            |                   |                       |                       |                            |                            |
| 1 プール  |    | 1 プール                    |                       |                            |                   |                       |                       |                            |                            |
| (1) 貸切り使用  |    | (1) 貸切り使用                |                       |                            |                   |                       |                       |                            |                            |
| 区分   |    | 金額                       |                       |                            | 金額                |                       |                       |                            |                            |
|  |    | 午前                       | 午後                    | 夜間                         | 午前                | 午後                    |                       | 夜間                         |                            |
|  |    | 午前 9 時 30 分から正午まで        | 午後 1 時から午後 4 時 30 分まで | 午後 5 時 30 分から午後 8 時 30 分まで | 午前 9 時 30 分から正午まで | 正午から午後 1 時 4 時 30 分まで | 午後 1 時から午後 3 時 30 分まで | 午後 4 時 30 分から午後 5 時 30 分まで | 午後 5 時 30 分から午後 8 時 30 分まで |
| 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関する団体 (以下「幼稚園等」という。) が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合 | 平水 | 円                        | 円                     | 円                          | 円                 | 円                     | 円                     | 円                          | 円                          |
|  |    | 2,770                    | 6,010                 | 7,810                      | 2,770             | 1,720                 | 6,010                 | 1,720                      | 7,810                      |
|  | 温水 | 5,410                    | 11,800                | 15,600                     | 5,410             | 3,370                 | 11,800                | 3,370                      | 15,600                     |
| その他の場合   | 平水 | 6,490                    | 10,400                | 15,600                     | 6,490             | 2,970                 | 10,400                | 2,970                      | 15,600                     |
|  | 温水 | 10,700                   | 23,900                | 30,000                     | 10,700            | 6,830                 | 23,900                | 6,830                      | 30,000                     |
| (2) 省略   |    | (2) 省略                   |                       |                            |                   |                       |                       |                            |                            |

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

| 区分                                | 金額                    |                               |                                    |
|-----------------------------------|-----------------------|-------------------------------|------------------------------------|
|                                   | 午前                    | 午後                            | 夜間                                 |
|                                   | 午前 9 時 30 分<br>から正午まで | 午後 1 時から<br>午後 4 時 30 分<br>まで | 午後 5 時 30 分<br>から午後 8 時 30 分<br>まで |
| 幼稚園等が幼児、児童<br>または生徒を対象に使<br>用する場合 | 円<br>2,040            | 円<br>5,060                    | 円<br>4,910                         |
| その他の場合                            | 4,320                 | 10,100                        | 9,870                              |

(2) 省略

3 小アリーナ

(1) 貸切り使用

| 区分                                | 金額                    |                               |                                    |
|-----------------------------------|-----------------------|-------------------------------|------------------------------------|
|                                   | 午前                    | 午後                            | 夜間                                 |
|                                   | 午前 9 時 30 分<br>から正午まで | 午後 1 時から<br>午後 4 時 30 分<br>まで | 午後 5 時 30 分<br>から午後 8 時 30 分<br>まで |
| 幼稚園等が幼児、児童また<br>は生徒を対象に使用する<br>場合 | 円<br>710              | 円<br>1,800                    | 円<br>1,680                         |
| その他の場合                            | 1,440                 | 3,600                         | 3,370                              |

(2) 省略

4 および 5 省略

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

| 区分                                | 金額                           |                      |                                  |  |  |
|-----------------------------------|------------------------------|----------------------|----------------------------------|--|--|
|                                   | 午前                           | 午後                   |                                  |  | 夜間                                       |
|                                   | 午前 9 時<br>30 分<br>から正午<br>まで | 正午から<br>午後 1 時<br>まで | 午後 1 時<br>から午後<br>4 時 30 分<br>まで | 午後 4 時<br>30 分<br>から午後<br>5 時 30 分<br>まで | 午後 5 時<br>30 分<br>から午後<br>8 時 30 分<br>まで |
| 幼稚園等が幼児、児<br>童または生徒を対象<br>に使用する場合 | 円<br>2,040                   | 円<br>1,450           | 円<br>5,060                       | 円<br>1,450                               | 円<br>4,910                               |
| その他の場合                            | 4,320                        | 2,890                | 10,100                           | 2,890                                    | 9,870                                    |

(2) 省略

3 小アリーナ

(1) 貸切り使用

| 区分                                | 金額                           |                      |                                  |  |  |
|-----------------------------------|------------------------------|----------------------|----------------------------------|--|--|
|                                   | 午前                           | 午後                   |                                  |  | 夜間                                       |
|                                   | 午前 9 時<br>30 分<br>から正午<br>まで | 正午から<br>午後 1 時<br>まで | 午後 1 時<br>から午後<br>4 時 30 分<br>まで | 午後 4 時<br>30 分<br>から午後<br>5 時 30 分<br>まで | 午後 5 時<br>30 分<br>から午後<br>8 時 30 分<br>まで |
| 幼稚園等が幼児、児<br>童または生徒を対象<br>に使用する場合 | 円<br>710                     | 円<br>510             | 円<br>1,800                       | 円<br>510                                 | 円<br>1,680                               |
| その他の場合                            | 1,440                        | 1,030                | 3,600                            | 1,030                                    | 3,370                                    |

(2) 省略

4 および 5 省略

注1～3 省略

4 プール、アリーナまたは小アリーナの貸切り使用の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合は、午前9時30分以前の場合は午前、正午から午後1時までの場合は午後、午後4時30分から午後5時30分までおよび午後8時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によって算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

5および6 省略

注1～3 省略

4 プール、アリーナまたは小アリーナの貸切り使用の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合は、午前9時30分以前の場合は午前と、午後8時30分以降の場合は夜間とし、それらの区分に従いそれぞれの額を時間割計算によって算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

5および6 省略